

1 2 3 4 5 6 7 8 9 10

12  
1  
32

ハワード・ブルグレイ著

産業、戦時統制 上

昭和参年十月十五日

譯者 山上新二郎

国立公文書館

分類	(返) (返)
配架番号	3 A 14 28-1

SHIPPING ADVICE # \_\_\_\_\_

BOX # \_\_\_\_\_  
SACK # \_\_\_\_\_

ITEM # \_\_\_\_\_ 10

12  
/  
32

2370

泉書所在文庫

ハワード、エル、グレイ著

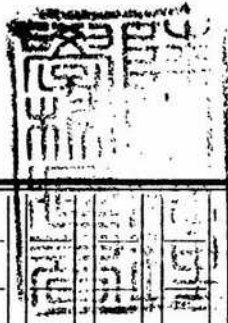
産業 / 戦時統制

上

昭和三年十月十五日

綴紙者 山上新一





ブライイン、モウル 大学教授

ハワード、ガル、ゲレ、著

英國ニ於ケル産業ノ戦時統制

Alan James Cantel *Industry, 1918.*

紐育マクミラン社一九二一年出版

目次

第一章 總論

第二章 銑道

第三章 軍需品及労働

第四章 炭坑

第五章 羊毛及毛織物

第六章 皮革

陸軍經理學校

戦争間英國ノ産業統制ハ三箇ノ局面ヲ通過セリ。第一ノ局面ハ十箇月間継続セリ。試行的行政ノ期間ナリ。政府ハ單ニ明白ナル自己防衛ノ手段ヲ取リタルニ止リ。第二ノ局面ハ一昨年ニ至リ。継続セリ。決定的調節ノ期間ニ至リ。政府ハ本軍需品ノ生産ヲ増加スルヲ爲メ、及シテ補給品ノ市場價格ヲ低價トシ、以テ調達スルヲ爲メ、及シテ調節スルヲ爲メ、及シテ一昨年ニ至リ。開如クセリ。二ノ局面ニ至リ。徹底的統制ノ實施ヲ行フ。

第一章 總論

(1) phases.  
 (2) a period of tentative action.  
 (3) a period of determined regulation.  
 (4) stringent control

めくれず

海運  
 食糧  
 農産  
 繊維  
 砂糖、肉及パン  
 結論は比較  
 備考  
 本書引用ノ資料中一部、米國國防會議ノ商業法諸局ノ為メ蒐集セシメタルモノナリ。

陸軍經理學校

戦時下の日本経済政策の概観  
 戦時下の日本経済政策は、戦前とは異なり、国家の生存と戦争の遂行を目的として、徹底的な統制と配給制度の導入が行われた。戦前には自由競争と市場原理が基本であったが、戦時下では国家が経済活動を全面的に統制し、物資の配給を厳格に管理した。この政策は、戦時下の日本経済を維持し、戦争の遂行を支えるために不可欠であった。

(1) 本書は1917年  
 戦時下の日本  
 (2) thorough-going control  
 (3) War Cabinet

戦時下の日本経済政策の概観  
 戦時下の日本経済政策は、戦前とは異なり、国家の生存と戦争の遂行を目的として、徹底的な統制と配給制度の導入が行われた。戦前には自由競争と市場原理が基本であったが、戦時下では国家が経済活動を全面的に統制し、物資の配給を厳格に管理した。この政策は、戦時下の日本経済を維持し、戦争の遂行を支えるために不可欠であった。

(4) temporary oblivion  
 (5) laissez faire  
 (6) stringent control

得ルルニテ下リテ不足ノ状ニシテ、  
 名トシテ世界市場ノ不況ヲ鑑賞シテ、  
 之ヲ尋ね、採掘後、同年及翌年者ノ  
 採掘ノ必要ヲ生セリ。  
 一、一九一四年、冬、食糧及石炭ノ  
 價格暴騰セリ。  
 其結果、食糧ノ引上者、物價騰貴、  
 抑止スル為メ、政府、  
 努力ヲ盡シ、多クノ生産者、仲買人  
 知得、穀類ノ價格、  
 劣御者、神石、穀類ノ引上者、  
 一九一五年、二月、以後、  
 軋轉、大、所、二、次、ハ、政府、  
 手、河、一、已、ハ、十、七、三、一、

(1) On charge of "profiteering".  
 (2) War bonus.

爲メ、徵收セリ、  
 此工端、政府ノ勸業ニ従事セシメ、  
 時ニ行ハレシハ、  
 廣孔ナル試鑛ナリ、  
 敵國ノ穀類、  
 之ヲソシト開戦後、  
 ナルヲ、  
 其レ、  
 少、  
 陸軍經理學校

(1) Military needs.  
 (2) the security of civilians.  
 (3) state control

(3) The Defence of Realm Act.

九一五年考ニ労働者ヲ結集スルニ大ナル努力ヲ為セリ  
 此ノ頃一停國民ハ結集スルニ形勢重大トナレハ  
 ハルノ新斗ムアルセキニミズルニ成ケル露軍ノ擧  
 為メ莫大ノ兵器彈藥ノ絶對的必要ヲ感ハレタリ  
 陸軍軍需品ノ生産ノ為メ使用セラレハキ工業  
 定金十ノ勤員ノ為メ宣傳ヲ開始セリ。一九一五年六月  
 軍需品法ノ制定セリ。本法ノ宗旨ハ第一ノ産業  
 期間ノ開始ヲ以テスルモノト稱セラル。第二ノ産業  
 軍需品法ノ制定セリ。本法ノ宗旨ハ第一ノ産業  
 軍需品法ノ制定セリ。本法ノ宗旨ハ第一ノ産業  
 軍需品法ノ制定セリ。本法ノ宗旨ハ第一ノ産業

(1) leaving certificates

(2) compulsory arbitration of industrial disputes.

九一五年考ニ労働者ヲ結集スルニ大ナル努力ヲ為セリ  
 此ノ頃一停國民ハ結集スルニ形勢重大トナレハ  
 ハルノ新斗ムアルセキニミズルニ成ケル露軍ノ擧  
 為メ莫大ノ兵器彈藥ノ絶對的必要ヲ感ハレタリ  
 陸軍軍需品ノ生産ノ為メ使用セラレハキ工業  
 定金十ノ勤員ノ為メ宣傳ヲ開始セリ。一九一五年六月  
 軍需品法ノ制定セリ。本法ノ宗旨ハ第一ノ産業  
 期間ノ開始ヲ以テスルモノト稱セラル。第二ノ産業  
 軍需品法ノ制定セリ。本法ノ宗旨ハ第一ノ産業

(2) the Munitions of War Act. (1) Conciliate  
(3) trade unions





免レ下ル英國船舶ノ其数少ナカリキ。同年間貯腹節約ノ  
 手段ノ備ムルニ必要トナリ或大量ノ商品ヲ輸送シ制限  
 セラレタリ。  
 一、一九一五年末ニ近キ頃、貯腹ノ不足ハ遂ニ政府  
 ヲシテ、存蓄ノ多敷印門ノ上ニ一層嚴重ナル統制ヲ施行  
 セシメルニ至レリ。粵倫ノ背後ニ生計費弗騰ノ担ニ  
 アリ。之ニ対ムルニ不平ニ一九一五年末ニ至リ、  
 一、一九一五年夏頃ニ迄、不炭ノ相場、（注）新相場ニ若干増  
 加シ、（注）セノ制限セラレタリ。開新ニ未政付、砂糖ノ相  
 場、統制セラレ、南可成リ、（注）留價ニ対シ、重キ砂糖ノ課  
 セシメ、其相場、甚高キモノトナリアリタリ。小麦ノ相  
 場、或程度迄大洋運賃ニ対シ、政府ノ統制ニ依リ、調節セ  
 ラルアリキ。此重要食糧ニ対シ、最高價額設定ノ可  
 能性ガ問題トシテ、（注）斯ル政策ガ英國ノ農民ヲ苦  
 服セシメ、生産ノ果止申シ、（注）加ルニ、（注）農業ニ対シ、  
 奨励方針トシテ、補償ヲ為ス、（注）要セリ。  
 之ニ関シテ、政府ノ政策、一九一五年十一月以後若干  
 冒險的政案ノ發行セリ。當時主要食糧ノ價格ノ開始者初  
 一價格ニ比較スルハ、約八〇パーセント増加セリ。騰貴セリ。  
 牛乳ノ最高價格設定、（注）如クトシ、政府、十二月間、最重  
 要ナル食糧ニ対シ、最高價格ヲ決定セリ。パンノ如キ、（注）穀  
 類價格ハ、輸入小麦ノ價格ヲ基礎トシテ決定セシムルハ、（注）國民  
 大多數ニ対シ、（注）尚高價ニ留ガタリシ、（注）以テ、（注）貯蓄ノ價  
 以下、（注）最高價格ヲ定メ、（注）キルモノトナリ、（注）之カ、（注）おシ、（注）生ズル

(1) maximum prices.

免レ下ル英國船舶ノ其数少ナカリキ。同年間貯腹節約ノ  
 手段ノ備ムルニ必要トナリ或大量ノ商品ヲ輸送シ制限  
 セラレタリ。  
 一、一九一五年末ニ近キ頃、貯腹ノ不足ハ遂ニ政府  
 ヲシテ、存蓄ノ多敷印門ノ上ニ一層嚴重ナル統制ヲ施行  
 セシメルニ至レリ。粵倫ノ背後ニ生計費弗騰ノ担ニ  
 アリ。之ニ対ムルニ不平ニ一九一五年末ニ至リ、  
 一、一九一五年夏頃ニ迄、不炭ノ相場、（注）新相場ニ若干増  
 加シ、（注）セノ制限セラレタリ。開新ニ未政付、砂糖ノ相  
 場、統制セラレ、南可成リ、（注）留價ニ対シ、重キ砂糖ノ課  
 セシメ、其相場、甚高キモノトナリアリタリ。小麦ノ相  
 場、或程度迄大洋運賃ニ対シ、政府ノ統制ニ依リ、調節セ  
 ラルアリキ。此重要食糧ニ対シ、最高價額設定ノ可  
 能性ガ問題トシテ、（注）斯ル政策ガ英國ノ農民ヲ苦  
 服セシメ、生産ノ果止申シ、（注）加ルニ、（注）農業ニ対シ、  
 奨励方針トシテ、補償ヲ為ス、（注）要セリ。  
 之ニ関シテ、政府ノ政策、一九一五年十一月以後若干  
 冒險的政案ノ發行セリ。當時主要食糧ノ價格ノ開始者初  
 一價格ニ比較スルハ、約八〇パーセント増加セリ。騰貴セリ。  
 牛乳ノ最高價格設定、（注）如クトシ、政府、十二月間、最重  
 要ナル食糧ニ対シ、最高價格ヲ決定セリ。パンノ如キ、（注）穀  
 類價格ハ、輸入小麦ノ價格ヲ基礎トシテ決定セシムルハ、（注）國民  
 大多數ニ対シ、（注）尚高價ニ留ガタリシ、（注）以テ、（注）貯蓄ノ價  
 以下、（注）最高價格ヲ定メ、（注）キルモノトナリ、（注）之カ、（注）おシ、（注）生ズル

陸軍經理學校



此稿就統制之永久的特徴に何十年も探見し難く唯此稿に於て一時的に實に和克復ト若く平時ノ状態ニ於て之を如何に維持し得べき乎と云ふ事ハ其の重要ナルヲ示シて居り且其の重要ナルヲ示シて居り且其の重要ナルヲ示シて居り且其の重要ナルヲ示シて居り

Blue-book rates

此稿就統制之永久的特徴に何十年も探見し難く唯此稿に於て一時的に實に和克復ト若く平時ノ状態ニ於て之を如何に維持し得べき乎と云ふ事ハ其の重要ナルヲ示シて居り且其の重要ナルヲ示シて居り且其の重要ナルヲ示シて居り且其の重要ナルヲ示シて居り

essential for the work

第二章 鐵道

一九一四年八月四日英國ハ宣戰ヲ布告セリ。八月五日  
 政府ハ英蘭、蘇蘭及ウズルスノ鐵道全部ノ管理ヲ兼轄セ  
 リ。此ノ行動タルヤ國家ノ為メ輸送ノ動脈ノ指揮權ヲ獲  
 ハルメ疾風迅雷的ノ國家行動ナリキ。爾來鐵道行政ハ  
 運用鐵道總支那人ヨリ為ル事多ク、年々移シテ、委員長  
 ハ商務大臣ナリ

強制性(一八七一年立法)ノ規定ニ依リ、本法ノ規定ニ依リ、政府ハ鐵道ノ  
 統制ヲ為セリ。鐵道ノ所有者ニ對シテ、損害賠償ノ規定ニ  
 依リ、補償ヲ條化シ、其類ノ協約ヲ修スルハ、仲裁ニ依リ

(13) President of Board of Trade.  
 (14) The Forster Act.

(1) Control.  
 (2) Administration.

陸軍經理學校

社ニ係リテ其趣向ナリクモ一方ニ於テ協定ハ凡ソノ  
 特殊労働例ハ陸軍省ノ指示ト關係スル伝奉ノ如  
 クハ會社ニ付政付ニ轉スル事ナシテ定メザルコト  
 之レガ爲メ陸海軍軍務送ニ付シテ<sup>（政府ノ方）</sup>支拂ヲ爲スノ要ナキコト  
 モシク各鐵道會社ニ對シテ各自ノ純収入額ヲプールトシ  
 セシメテ<sup>（之レ）</sup>之ヲ以テ<sup>（之レ）</sup>各社所有ノ輸送  
 材料ノ<sup>（之レ）</sup>凡ソノ<sup>（之レ）</sup>形感セリ。協定ノ新クノ如クシテ公ノ目  
 的ノ爲メ<sup>（之レ）</sup>あせしむ<sup>（之レ）</sup>協定ハ<sup>（之レ）</sup>新製車輛ト修費ヲ<sup>（之レ）</sup>あし<sup>（之レ）</sup>存續  
 セリ。

人ノ關係ニ就テ見ルニ英國ノ鐵道従業員ハ二箇ノ大  
 業ナル組合即チナショナル<sup>（之レ）</sup>不ニオン<sup>（之レ）</sup>ハオブ<sup>（之レ）</sup>シール<sup>（之レ）</sup>ラ  
 ー<sup>（之レ）</sup>メン<sup>（之レ）</sup>及<sup>（之レ）</sup>アソシエーション<sup>（之レ）</sup>ニ付テハ<sup>（之レ）</sup>ジサエチ<sup>（之レ）</sup>ハオブ<sup>（之レ）</sup>ロ

Unions

定メラルハキコトナリ。

昭和九年四月商標省ハ鐵道例トイフニ成立スル協定ヲ明ニ  
 せん覺書ヲ公布セリ。之ニ依リテ政府ハ會社ニ對シテ政  
 府が鐵道ヲ管理スル期間ニ對スル會計純収入額一〇一三  
 年一限ノ相當期間ニ對シテ純収入額總計ニ付スル不足  
 額ヲ支拂フコトト爲ス。然レハ一〇一四年上半季ニ於テ純  
 収入額少キトキハ支拂補償額ノ同一割合ヲ以テ減  
 少セラルルコトナリ。凡ソノ<sup>（政府ノ方）</sup>會社ノ純収入ト共ニ各  
 會社ノ間ニ比較ガ爲サレタル期子<sup>（之レ）</sup>ニ氣付ル各社ノ純収入  
 ニ對シテ割合ガ依リ分配セラルルコトナリ。比ノ  
 方格ノ約定ナシバ直前期子ニ付タル利潤ヲ各鐵道會

陸軍經理學校

(5) Net receipts

忠実之、清佛継業集、公衆的精神の發揮の組合規約の停止  
 止し、就く且時局外ノ字御の継業也。  
 協定修正、対する最初、模範「一九一五年早々之来し  
 り。生涯費増か、起因「継業集」其後、亦「一週間  
 五志」引上、要約也。り、今社「修業集」主張「政府監督  
 指揮」下、數回ノ會議ヲ開キ、(鉄時)本當ノ天候并、  
 約也、後年當、丁々十週ト付因、三十五志以上ノ者、対  
 して、一週三志、以下ノ者、対して、二志ト定メ、  
 タリ。ナシヨナル、工ニオシ、オカ、レ、ル、ウ、マ、  
 會長ベラミ、「同組合年次總會」席上演説、  
 當ノ決定ト對シ、英國(世界トハイハサル)ノ歴史上  
 組合ノ偉大、其組合員ノ為ニ當リ協定セ、ラ、シ、ル、最、大、最、廣

(1) A. Bellamy (1) War bonus.

めくれず

中是少、二、七、十、一、人、一、  
 兩組合及鐵道所有者、一九一一年十一月十日、  
 之、九、八、層、級、一、修、業、成、立、セ、シ、調、和、策、カ、偶、々、一、九、一、四、年、十、  
 一月五日以後效力、失、  
 予觀性が徹着、右期限満了ノ際起リ得ル、  
 し、  
 協定「續」ハ、  
 一九一一年ノ調和計畫、  
 局ニ對シ、組合員者、修業其後、  
 一致也。然レ、此組合員、  
 協定ノ取消、  
 約及勸業條件、  
 協定ノ精神、

陸軍經理學校

(3) "the truce" (2) a scheme of conciliation

協定  
 十リト為り。  
 本協定ノ結果政府ハ六十  
 千政府ノ鉄道子当四百萬  
 階接ニ全額ノ負担ヲトシ  
 九四年上半季  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期中ノ収入額總計  
 九一年一上半季ノ際ハ  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期

協定  
 十リト為り。  
 本協定ノ結果政府ハ六十  
 千政府ノ鉄道子当四百萬  
 階接ニ全額ノ負担ヲトシ  
 九四年上半季  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期中ノ収入額總計  
 九一年一上半季ノ際ハ  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期  
 政府ノ鉄道子当ノ際業  
 期

陸軍經理學校

以上諸亭社ハ總支那人ト交互ニ商議セリ、同時力  
 フテ於テハ征業員ハ九月十七日開始ノ案ノ罷工ヲ延期  
 同月二十日協定ニ到達セリ。十八日以上ノ者ハ持力  
 秋野子當ニ五志ヲ十志ニ十八才以下ノ者ニ三志六片日  
 リ五志ニ増加スルニトトレリ。勿論政府ハ既道ノ管  
 理者トシテ増加ハ許シ責任ヲ負ヘリ。  
 一九一七年四月日秋野子當ニ増加セリ、一週十五  
 才トレリ。此ノ手當斯クハ如キ覺大ナル審判ハ得テ十  
 五百人ニ減額ノルホソ、組合幹部ニ自ラ祝福スルニト  
 行ナリ。  
 一九一七年八月組合一部員ノ要求ニ單ニ答へず  
 一問題年々止マラザリキ。夏期間両組合ハ諸亭社ニ許

十志ハ要求出テタリ。若シ征業員ノ要求正當ナリトモ  
 改訂ノ案ハ固カ増加スル賃銀ノ為メ財源ヲ発見ス  
 ルニ餘儀ナキニ至ラハ、寧ロ物價ニ付何等カノ要是ヲ預  
 スルニ必要トセリ。斯クハ如キ感情ハハイド、ハーク  
 於テハ示威運動ヲ示シ、上セワクス、おハルニ於ケル  
 十レヨナル、エニオシノ代表者會合席上散見セリ。并  
 九日二十日、九月廿一日ハ人々「賃銀増加ノ  
 案ハ一週間以内ニ答レラズレバ作業ヲ中止スル旨威嚇  
 セリ。同社「五志ノ秋野子當ヲ三志増加スルニト及謀  
 征業員ノ要求ヲ四週停裁判ニ附スルニト三志増加セリ。征  
 業員此ノ主張ヲ容レハルニ傾ケリ。  
 九月十五日高野君「于歩ヲ減シ、十レヨナル、エニオ

陸軍經理學校



蓋法問題、然時一此然ニ於テ、起リ何久又然時中、  
 了帝御制、採用ナシ、得サレワサリト、お臣ノ為政に  
 政府、銀道院別創設、然後之若平期官進後也、  
 ノナルヲ以テ、時令問題、他日之ヲ解決せん、  
 中旨附カセリ、ト一マズ、  
 あり、  
 就テ、  
 下、  
 一、  
 ト也、

己然ナル、  
 二、  
 同、  
 略、  
 全、  
 同、  
 口、  
 リ、  
 三、  
 徹、  
 三、  
 一、  
 一、

陸軍經理學校

War wages



此の商派、概して提供スヘシ、正當なる要求、  
即ち且日増しに、各十ヨリハシ、  
又、新軍官、鉄道執行委員、極力時局ノ減少ニ努ムベシ、  
素行、此ノ如ク、  
寛大ナル方針ニ依リ、之ヲ實現スベシナリ。  
此國、  
征蒙兵ノ不安ニ一時靜穩ニ俾テ、國家後制ノ模範ニ爾  
内閣ニ運轉スベシ。  
鉄道、  
鉄道、  
貨客輸送、  
仕事ノ遅セヨレヨリ、  
陸軍經理學校

推して得る結果、民間輸送結、  
埠頭ニ於テハ、  
丁、  
了トシ、  
一人、  
二、  
輸送ニ、  
必要トシ、  
改良セ、  
ソ、  
一、  
各種、

附加の意味スハレ、貨車被覆の为ニ、一雨覆布、傳用ニ  
 於テ之節約スルヲ慾海也リ。  
 此勅令後ニ因テ、一ノ政府ハ、清津中園防ノ際正ニ實行  
 セリ、之ニ向テ省ノ権限ヲ増ハシ、同省ノ爾後  
 新ノ勅令所存者、貨車ヲ抑当ノ補償ヲ為シ、其傳用權ヲ  
 撤スルヲトナシ、貨車ノ迅速トシテ、積載制下ノ強制レ、  
 列車ノ支行及停車物ニ於テ人停車、同レ法定ノ要求ヲ短  
 縮シ、列車ノ等級ヲ制限又、禁止シ、(旅客ノ手荷物ヲ管  
 理ス、) 其ノ為ニ貨車ニ因レテ、積載ノ要求、變更スル等ノ  
 権限ヲ与ヘシ。  
 手荷物及貨車ニ向テ省ノ第一ノ目的物アリ、一九一〇  
 年十二月三十一日附ノ以テ手荷物及貨車ニ對シテ、  
 陸軍經理學校

之超限スハカヲサルニトシ、一九一〇年一月一日以テ、  
 道令此ニ現行貨車ニ對シテ、五割増ヲ行フニトシ、行人皆各別  
 ニ規定セリ。會社ニ迅速ニ行初レ、新車ヲ施行ノ新時刻  
 表ヲ作製セリ、之ニ依リ、旅客列車ノ減少シ、運賃ノ減  
 レ且一價格ヤレノトナシ。主要線ハ附屬也、車道行  
 列車ハ甚低ク價シ、又旅客ノ乗換ヲ輕便ニセサルハカ  
 せんニ至リ。各諸區寫、直直輸送ニ極力一端ニ集中セ  
 ン、之ヲ速ク。地方雜通ニ朝夕、甚シク變更セリ、  
 之ニ、其他ノ省略セリ。貨切、坐席予約ノ停止セ  
 ン、倉庫車は寢台車ノ多數ニ廢止セリ。口ニト  
 ン、Pニト、ノ一二、ウニ、スニ、ノ如キハ甚低級上五百  
 列車ヲ削減シ、四十、四、四、ノ停車物ヲ閉鎖セリ、





東之行政シ、所有者より電之取付ヲ受クルニトナシテ即ニ  
 管理權を得ノ事件ハ不利トナシテ、征業ノ提出セシ  
 徴収ノ要領ニ甚重ナル難關ニ導クニトナシ、之シテ  
 行政ノ各場合ニ依リテ寛大ナル態度ニ依ルヘシ  
 一八九九年未だ東洋艦止ノ経済ニ甚ハ難關ニ至リ、之ニ  
 公衆ノ士ニ不便ナカリキ。要するニ、鐵道徴利ノ記録ハ  
 他ノ産業ニ於テハ徴利ノ利ヲ求メ、利ヲ求ルニ及ビ、  
 比較シテ、徴利ノ健全ニ堪ルヤトナリ、

一、東京ノ銀行ニトシテ、禁セラルシキ。地方石炭及工  
 業又兼金令ノ差控管理、為メ行政的権限ヲ得  
 たり。各差控所有者ハ其ノ所在地管轄ノ兼金令ヲ指示  
 する、兼金令ニ對シ、其所有石炭ノ販賣及購入者ノ要  
 求ハ荷送地矣。同報ニシテ、兼金令セラルシキ。兼  
 金令ニ之ニ對シ、一九一七年九月十日以後如何ナル補償ガ  
 如何ナル地方ノ振興ニハカク通報セリ。即チ、  
 後、之ノ内、及仲買人ノ通知ニシテ、差控所有者ノ義務ト  
 ナリ。此單純ニ見ルニ、年額七百萬噸噸ハ  
 節約セラルベシト計算セラルシキ。  
 鐵道行政ニ於テハ、政府ハ、思フニ他ノ國家統制ニ於テハ  
 記録ニ於テ他ノ事業ヨリモ一層幸福運ナリシカ如シ。凡

陸軍經理學校







四月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月	十二月	十一月	十月	九月	八月	七月	六月	五月	四月	三月	二月	一月
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...
...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...	...

(1) Lord Moulton

此工場の修理工に修繕費と認識の共所居修繕工場に軍需  
 間軍需工場に勤勞に作業の見習ハシテ製成は修用をり  
 日ラシテ修工場が軍需工場トシテ修用セラルル前約五週  
 陸軍省及内閣 共所居修繕工場に軍需工場職工  
 工場は修用セリ。 共所居修繕工場に軍需工場職工  
 修繕費の五割以下清負製約の修り二千五百圓乃至三千圓、  
 監修するに立止るに立たり。一九一九年春半前政府ハ  
 修繕費の五割以下清負製約の修り二千五百圓乃至三千圓、  
 監修するに立止るに立たり。一九一九年春半前政府ハ  
 修繕費の五割以下清負製約の修り二千五百圓乃至三千圓、  
 監修するに立止るに立たり。一九一九年春半前政府ハ  
 修繕費の五割以下清負製約の修り二千五百圓乃至三千圓、  
 監修するに立止るに立たり。一九一九年春半前政府ハ

陸軍經理學校

(1) Sub-Contracting





會令... 三月一日、開... 三月四日... 三月五日... 三月六日... 三月七日... 三月八日... 三月九日... 三月十日... 三月十一日... 三月十二日... 三月十三日... 三月十四日... 三月十五日... 三月十六日... 三月十七日... 三月十八日... 三月十九日... 三月二十日... 三月二十一日... 三月二十二日... 三月二十三日... 三月二十四日... 三月二十五日... 三月二十六日... 三月二十七日... 三月二十八日... 三月二十九日... 三月三十日...

(10) "demarcation (境界) disputes."

(11) "Ca' canny".

一九一五年... 三月... 四月... 五月... 六月... 七月... 八月... 九月... 十月... 十一月... 十二月...

(12) Clyde

三月令海  
 有令海  
 三月令海

一 制限規約 (半額俸給) 不規則労働者、不規則労働者は婦人労働者  
 一 俸給の増減 (半額俸給) 一 俸給の増減 (半額俸給) 一 俸給の増減 (半額俸給)  
 去、初歩也  
 時向、数人、三、五、南、職工組合、三月十七日、大  
 所借、右、向、野、吉、臣、ト、令、見、らん、為、メ、召、集、也、三、レ、夕、リ、三、レ、  
 力、送、らん、後、政、府、工、場、主、利、限、制、限、る、一、考、へ、ん  
 予、以、予、明、也、一、理、合、之、持、レ、テ、一、果、然、年、間、生、産、之、対、ス  
 心、別、限、制、部、之、止、止、且、政、府、作、業、之、対、シ、テ、一、職、工、一、為、ス  
 二、ト、十、一、一、年、派、之、政、府、之、作、業、指、定、也、三、レ、夕、リ、公、平、十  
 一、裁、削、判、事、之、作、り、解、決、也、三、レ、夕、リ、三、ト、三、希、望、也、三、レ、夕、リ、三、月、二  
 十日、令、海、一、結、束、之、於、之、尋、主、張、一、各、組、令、代、表、者、が、各、其、組

陸軍経理学校

31 Treasury Conference. 26

一 制限規約 (半額俸給) 不規則労働者、不規則労働者は婦人労働者  
 一 俸給の増減 (半額俸給) 一 俸給の増減 (半額俸給) 一 俸給の増減 (半額俸給)  
 去、初歩也  
 時向、数人、三、五、南、職工組合、三月十七日、大  
 所借、右、向、野、吉、臣、ト、令、見、らん、為、メ、召、集、也、三、レ、夕、リ、三、レ、  
 力、送、らん、後、政、府、工、場、主、利、限、制、限、る、一、考、へ、ん  
 予、以、予、明、也、一、理、合、之、持、レ、テ、一、果、然、年、間、生、産、之、対、ス  
 心、別、限、制、部、之、止、止、且、政、府、作、業、之、対、シ、テ、一、職、工、一、為、ス  
 二、ト、十、一、一、年、派、之、政、府、之、作、業、指、定、也、三、レ、夕、リ、公、平、十  
 一、裁、削、判、事、之、作、り、解、決、也、三、レ、夕、リ、三、ト、三、希、望、也、三、レ、夕、リ、三、月、二  
 十日、令、海、一、結、束、之、於、之、尋、主、張、一、各、組、令、代、表、者、が、各、其、組

陸軍経理学校













カー分クニ  
 下中  
 冬各区内  
 砲弾  
 新機  
 諸工場  
 事業  
 印  
 業  
 或  
 二

各工場ハ各自ノ作  
 業ニシテ  
 一  
 部  
 門  
 として  
 組織  
 され  
 且  
 各  
 工場  
 間  
 の  
 連絡  
 及び  
 協  
 同  
 作業  
 等  
 一  
 切  
 備  
 へ  
 置  
 け  
 ら  
 れ  
 且  
 各  
 工場  
 内  
 へ  
 必要  
 の  
 材料  
 等  
 運  
 ば  
 れ  
 且  
 各  
 工場  
 間  
 の  
 連絡  
 及び  
 協  
 同  
 作業  
 等  
 一  
 切  
 備  
 へ  
 置  
 け  
 ら  
 れ  
 且  
 各  
 工場  
 内  
 へ  
 必要  
 の  
 材料  
 等  
 運  
 ば  
 れ

(1) Lancashire  
 (2) Yorkshire  
 (3) Cardiff  
 (4) Leeds

全  
 國  
 十  
 道  
 一  
 軍  
 需  
 要  
 区  
 令  
 下  
 各  
 道  
 区  
 之  
 地  
 方  
 官  
 業  
 家  
 等  
 之  
 選  
 定  
 及  
 其  
 任  
 務  
 等  
 一  
 切  
 備  
 へ  
 置  
 け  
 ら  
 れ  
 且  
 各  
 工場  
 内  
 へ  
 必要  
 の  
 材料  
 等  
 運  
 ば  
 れ  
 且  
 各  
 工場  
 間  
 の  
 連絡  
 及び  
 協  
 同  
 作業  
 等  
 一  
 切  
 備  
 へ  
 置  
 け  
 ら  
 れ  
 且  
 各  
 工場  
 内  
 へ  
 必要  
 の  
 材料  
 等  
 運  
 ば  
 れ

(1) Com. of Management  
 (2) Elswick Co.  
 (3) Vickers & Maxims

學御同後

方、旅、丁、の、補、給、料、考、也、有、傳、十、の、價、格、高、キ、本、土、心、切、如、  
 十、キ、重、直、リ、  
 大、十、の、運、送、力、  
 中、の、  
 軍、需、品、  
 大、十、の、運、送、力、  
 中、の、  
 軍、需、品、  
 大、十、の、運、送、力、  
 中、の、  
 軍、需、品、

此乃×價格 拒止せしむ

均、  
 或、種、類、の、材、料、の、多、量、  
 用、  
 價、格、  
 必、  
 半、  
 他、  
 規、  
 半、

徴せ、陸軍經理學校

併せ之價値アルハ労働供給ノ増加ニシテ、之カためニ  
 ハ職工組合ノ規定ハ緩和シテ、伊國ニ於テ之大ナ  
 職工組合アリテ、其組合員ノ若キ組合員ノナリシカ  
 婦人々不熱働職工ノ増シ、取扱セラリキ。信託  
 製造ハ婦人帯職工ノ増シヲ行ハトサリキ。――  
 英國ニ於テハ、或テリストルノ工場ハ若シ不熱働職工  
 増シ、然レ働職工ノ増シヲ行ハトサリキ、其被服、靴  
 用ニ生産ノ増シハ、行ハ見據ナリキ。若シ組合ノ規定  
 停止セラルルハ、國家ハ之ニ對シ、該停止ハ一時  
 ニシテ且組合ノ新法、如キ國難ノ支獲得シアリシ保護  
 後法セシメラルルハ、保衛ニ對シ、其ノ業アリキ。  
 在ノ外職工ノ存在、許ササハノ業アリキ。口イド、心

(11 Bristol

労働組合  
 労働者

工運部ニ於テハ、長年ノ行リ中、軍需大臣ハ各機械工場  
 に対し、労働工場労働者ノシテ、然レ出征セル者ノ氏名  
 録出スルノ旨通知スルヤリ、口イド、キワチ十一年  
 局ノシテ、之ニ基キ、労働者ヲ軍需製造工場ニ派遣セシム  
 此種命令アリ、或者一者ハ然レテ、労働者ヲ背セズ、  
 或者一者ハ二シテ、伊國ニ送ラシアル者一アリシ元  
 陸軍省ハ、其ノ数ヲ手録シ、其ノ職名、年令、  
 尚國內労働者ノ同シテ、其ノ職名、年令、  
 概シ。工場主ノ承認スルニ依リテ、労働者ノ派シ、  
 新雇職工ノ備ハスル。此種労働者ノ派シ、  
 労働者ノ防止シ、若シ労働者ノ派シ、  
 力ヲ發揮スルコトヲ行サシキ。

陸軍部事務課

了ん工場ノ統制年月日... 宣言ハ工場所有者ニ効力ヲ及ボシ、其ノ享受ニ涉ラズ、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて...  
 宣言ハ工場所有者ニ効力ヲ及ボシ、其ノ享受ニ涉ラズ、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて...  
 宣言ハ工場所有者ニ効力ヲ及ボシ、其ノ享受ニ涉ラズ、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて...  
 宣言ハ工場所有者ニ効力ヲ及ボシ、其ノ享受ニ涉ラズ、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて...

(1) local  
 (2) Consultation.  
 (3) Priority.  
 (4) introduction  
 (5) net profit.  
 (6) standard unit.

宣言ハ工場所有者ニ効力ヲ及ボシ、其ノ享受ニ涉ラズ、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて...  
 宣言ハ工場所有者ニ効力ヲ及ボシ、其ノ享受ニ涉ラズ、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて...  
 宣言ハ工場所有者ニ効力ヲ及ボシ、其ノ享受ニ涉ラズ、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて...  
 宣言ハ工場所有者ニ効力ヲ及ボシ、其ノ享受ニ涉ラズ、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて、其ノ利益ノ大部分ハ工場ノ利益ニ依リて...

陸軍經理學校







後記す、口々に、じつと一五年夏、終つた今  
ハ情況、要約書、説ひす。六箇、國營工廠、  
也。し、佛、アルカ、佛國、官、局、若、ト、打、合、  
決定、し、必要、ト、平、之、手、封、工、場、  
及、二十、有人、不、然、佛、工、一、追、加、  
最、善、了、盡、了、了、了、了、了、了、了、  
砲、及、砲、彈、一、生、産、  
工、組、合、一、行、却、ハ、平、常、生、産、  
了、了、了、了、了、了、了、了、  
字、し、ハ、及、し、組、合、ハ、本、年、有、限、  
之、室、月、也、公、多、く、一、工、場、  
作、業、了、了、了、了、了、了、了、  
婦、人、  
陸軍調理學校

2.20  
19  
回  
此

人、拒、否、セ、ラ、シ、且、劇、働、ハ、阻、了、  
出、不、ト、ハ、沙、  
其、(多、く)、  
一、五、院、  
降、証、  
及、組、合、  
現、狀、  
今、  
佛、三、月、  
其、  
に、  
有、  
八、  
且  
the Christmas adjournment.  
the ship steward

新軍需品工場の工員は、前年より増加し、約四十万人に達した。このうち、約二十万人は、前年より増加した。このうち、約十万人は、前年より増加した。このうち、約五万人は、前年より増加した。このうち、約二万人は、前年より増加した。このうち、約一万人は、前年より増加した。このうち、約五千人は、前年より増加した。このうち、約二千人は、前年より増加した。このうち、約千人は、前年より増加した。このうち、約五百人は、前年より増加した。このうち、約二百人は、前年より増加した。このうち、約百人は、前年より増加した。このうち、約五十人は、前年より増加した。このうち、約二十人は、前年より増加した。このうち、約十人は、前年より増加した。このうち、約五人は、前年より増加した。このうち、約二人は、前年より増加した。このうち、約一人は、前年より増加した。

新軍需品工場の工員は、前年より増加し、約四十万人に達した。このうち、約二十万人は、前年より増加した。このうち、約十万人は、前年より増加した。このうち、約五万人は、前年より増加した。このうち、約二万人は、前年より増加した。このうち、約一万人は、前年より増加した。このうち、約五千人は、前年より増加した。このうち、約二千人は、前年より増加した。このうち、約千人は、前年より増加した。このうち、約五百人は、前年より増加した。このうち、約二百人は、前年より増加した。このうち、約百人は、前年より増加した。このうち、約五十人は、前年より増加した。このうち、約二十人は、前年より増加した。このうち、約十人は、前年より増加した。このうち、約五人は、前年より増加した。このうち、約二人は、前年より増加した。このうち、約一人は、前年より増加した。

陸軍整理學校

(3) Mr. Montague.





文  
九二年  
武  
九二年

予者、自一九二一年以來、...

資料

43

此例、下、... 鋼、... 一九二一年...

(1) Cost, insurance and freight. (2) semi-steel. (3) American billets. 小形、鋼片、鋼、100 三ノ 手先以下







鉄鋼  
鋼

鉄	鋼	銅	銀	金	米	大豆	小麦	棉花	羊毛	皮革	紙	糖	油	鹽	硫磺	硝石	鉛	錫	鋅	錳	鎳	鉻	鎂	硼	砒	磷	鉬	鉭	銻	釷	鈾	錒	釷	鐳				

陸軍經理學校

金庫  
優貸  
特別  
46

鉄	鋼	銅	銀	金	米	大豆	小麦	棉花	羊毛	皮革	紙	糖	油	鹽	硫磺	硝石	鉛	錫	鋅	錳	鎳	鉻	鎂	硼	砒	磷	鉬	鉭	銻	釷	鈾	錒	釷	鐳					

Priority Regulation

年... 優先... 後...

Main handwritten text on page 47, including a table with columns for priority classification (A, B, C).

めくれず

11 Priority Classification.

Main handwritten text on page 48, including a table with columns for open hearth and Bessemer process.

陸軍経理學校

12 Open Hearth (開放炉) 13 Bessemer Process.



職業制限

輸出先が歐洲中立國ナルトキ、是ノ際、  
 向、申渡ルルハ、  
 常規トシテ、  
 工業之優劣、  
 一、一九一五年十二月十日、  
 二、対方ハ、  
 三、ハ、  
 四、ハ、  
 五、ハ、  
 六、ハ、  
 七、ハ、  
 八、ハ、  
 九、ハ、  
 十、ハ、

(1) Restricted Occupation Order

防衛 備出 的使 國民 後制 出

輸出先が歐洲中立國ナルトキ、  
 向、申渡ルルハ、  
 常規トシテ、  
 工業之優劣、  
 一、一九一五年十二月十日、  
 二、対方ハ、  
 三、ハ、  
 四、ハ、  
 五、ハ、  
 六、ハ、  
 七、ハ、  
 八、ハ、  
 九、ハ、  
 十、ハ、

(3) Universal National Service  
 (4) Neville Chamberlain  
 (5) War Trade Dept. Director National Service



一、労働者之権利保護ノ爲メニ  
 労働条件ノ改善ニ努ムルコト  
 労働者ノ健康ニ注意スルコト  
 労働者ノ生活ノ向上ニ努ムルコト  
 労働者ノ教育ニ努ムルコト  
 労働者ノ福利ノ増進ニ努ムルコト  
 労働者ノ団結ヲ奨励スルコト  
 労働者ノ代表者ヲ保護スルコト  
 労働者ノ利益ヲ代表スルコト  
 労働者ノ意見を尊重スルコト  
 労働者ノ参加ヲ奨励スルコト  
 労働者ノ協同ヲ促進スルコト  
 労働者ノ平和ヲ維持スルコト  
 労働者ノ秩序ヲ維持スルコト  
 労働者ノ責任ヲ果たスルコト  
 労働者ノ義務ヲ果たスルコト  
 労働者ノ権利ヲ行使スルコト  
 労働者ノ利益ヲ享受スルコト  
 労働者ノ生活ヲ豊満ニスルコト  
 労働者ノ健康ヲ維持スルコト  
 労働者ノ教育ヲ受ケルコト  
 労働者ノ福利ヲ享受スルコト  
 労働者ノ団結ヲ維持スルコト  
 労働者ノ代表者ヲ選出スルコト  
 労働者ノ利益ヲ代表スルコト  
 労働者ノ意見を尊重スルコト  
 労働者ノ参加ヲ奨励スルコト  
 労働者ノ協同ヲ促進スルコト  
 労働者ノ平和ヲ維持スルコト  
 労働者ノ秩序ヲ維持スルコト  
 労働者ノ責任ヲ果たスルコト  
 労働者ノ義務ヲ果たスルコト  
 労働者ノ権利ヲ行使スルコト  
 労働者ノ利益ヲ享受スルコト  
 労働者ノ生活ヲ豊満ニスルコト

511 Clyde Workers Committee.  
 14 Military Service Act.

一、労働者之権利保護ノ爲メニ  
 労働条件ノ改善ニ努ムルコト  
 労働者ノ健康ニ注意スルコト  
 労働者ノ生活ノ向上ニ努ムルコト  
 労働者ノ教育ニ努ムルコト  
 労働者ノ福利ノ増進ニ努ムルコト  
 労働者ノ団結ヲ奨励スルコト  
 労働者ノ代表者ヲ保護スルコト  
 労働者ノ利益ヲ代表スルコト  
 労働者ノ意見を尊重スルコト  
 労働者ノ参加ヲ奨励スルコト  
 労働者ノ協同ヲ促進スルコト  
 労働者ノ平和ヲ維持スルコト  
 労働者ノ秩序ヲ維持スルコト  
 労働者ノ責任ヲ果たスルコト  
 労働者ノ義務ヲ果たスルコト  
 労働者ノ権利ヲ行使スルコト  
 労働者ノ利益ヲ享受スルコト  
 労働者ノ生活ヲ豊満ニスルコト  
 労働者ノ健康ヲ維持スルコト  
 労働者ノ教育ヲ受ケルコト  
 労働者ノ福利ヲ享受スルコト  
 労働者ノ団結ヲ維持スルコト  
 労働者ノ代表者ヲ選出スルコト  
 労働者ノ利益ヲ代表スルコト  
 労働者ノ意見を尊重スルコト  
 労働者ノ参加ヲ奨励スルコト  
 労働者ノ協同ヲ促進スルコト  
 労働者ノ平和ヲ維持スルコト  
 労働者ノ秩序ヲ維持スルコト  
 労働者ノ責任ヲ果たスルコト  
 労働者ノ義務ヲ果たスルコト  
 労働者ノ権利ヲ行使スルコト  
 労働者ノ利益ヲ享受スルコト  
 労働者ノ生活ヲ豊満ニスルコト

陸軍整理學校

一 國守の内。統想なり。首謀者等十四員。後放免也  
 一 一九一九年春。吹取政務員。機械工。聯合會。ト。下。ト。事見  
 一 林務。生じたり。ト。下。ト。労働者。疑。工。ト。比。格。の。力。カ  
 一 労働。一般。労働者。ト。主。権。大。精神。を。發。揚。し。其。ノ。本。質。を  
 一 労働。運動。を。シ。ト。ハ。ウ。ハ。生産。者。ト。シ。テ。其。ノ。労働。力。を  
 一 労働。者。同。判。事。之。倫。を。強。化。セ。リ。ト。シ。テ。一。九。一。七  
 一 年。五。月。二。日。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。清。東。個。別。制。を。以。テ。シ。テ。其。ノ。希望。を。示。シ。テ。カ  
 一 報。酬。不。満足。十。七。年。を。始。メ。起。ル。事。也。ハ。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働

一 労働。者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働  
 一 者。同。判。事。の。代。リ。に。不。平。の。原因。を。表。す。労働。者。同。判。事。ハ。労働

陸軍經理學校

(31) Amalgamated Society of Engineers

者必常トセリ。平中... 船工ヲ抽出... 此方格ニ依リテ... 船工ノ... 此ノ商標ニ...

"The shipbuilding and engineering Trade Federation."

之等不平等一船の... 一九一九年五月... 職業カドト制交ヲ... 此ノ商標ニ...

"a trade-card system."



Handwritten Japanese text, likely a diary or report, starting with '戦中' and detailing military or administrative matters.

185

Handwritten Japanese text, continuing the narrative or report from the previous page.

陸軍經理學校

(2) Lt. Addition







此規定は、  
 一、指摘も、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、

此御座  
 一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、

陸軍経理學校

11 The Trade Unions Advisory Comm. 75 51 14 10

一 工 年 級 一 千 四 百 餘 人 僅 留 給 之 多 々 々 上 上 上 上 上 上  
 之 上  
 一 有 可 能 使 離 職 者 亦 能 上 場 之 於 今 年 俸 給 給 與 一 石 十  
 分 几 上  
 名 之 幾 分 共 相 備 處 之 救 濟 也 云 々 々 上  
 同 時 之 際 實 多 難 關 苦 難 矣 予 他 日 幼 告 外 政 務 所 上  
 一 事 業 之 進 展 亦 實 同 倍 之 同 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々  
 一 新 職 工 俸 給 之 同 倍 亦 須 予 以 其 次 却 之 同 始 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々  
 一 要 望 之 政 也 云 々 云 々 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 事 業 之 進 展 亦 實 同 倍 之 同 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 新 職 工 俸 給 之 同 倍 亦 須 予 以 其 次 却 之 同 始 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 要 望 之 政 也 云 々 云 々 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 事 業 之 進 展 亦 實 同 倍 之 同 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 新 職 工 俸 給 之 同 倍 亦 須 予 以 其 次 却 之 同 始 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 要 望 之 政 也 云 々 云 々 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上

The Joint Steering Industrial Unrest Councils

一 工 年 級 一 千 四 百 餘 人 僅 留 給 之 多 々 々 上 上 上 上 上 上  
 之 上  
 一 有 可 能 使 離 職 者 亦 能 上 場 之 於 今 年 俸 給 給 與 一 石 十  
 分 几 上  
 名 之 幾 分 共 相 備 處 之 救 濟 也 云 々 々 上  
 同 時 之 際 實 多 難 關 苦 難 矣 予 他 日 幼 告 外 政 務 所 上  
 一 事 業 之 進 展 亦 實 同 倍 之 同 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々  
 一 新 職 工 俸 給 之 同 倍 亦 須 予 以 其 次 却 之 同 始 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々  
 一 要 望 之 政 也 云 々 云 々 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 事 業 之 進 展 亦 實 同 倍 之 同 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 新 職 工 俸 給 之 同 倍 亦 須 予 以 其 次 却 之 同 始 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 要 望 之 政 也 云 々 云 々 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 事 業 之 進 展 亦 實 同 倍 之 同 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 新 職 工 俸 給 之 同 倍 亦 須 予 以 其 次 却 之 同 始 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 要 望 之 政 也 云 々 云 々 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 事 業 之 進 展 亦 實 同 倍 之 同 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 新 職 工 俸 給 之 同 倍 亦 須 予 以 其 次 却 之 同 始 上 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上  
 一 要 望 之 政 也 云 々 云 々 亦 需 其 長 之 時 之 意 見 云 々 々 上

陸軍整理學校



このころ	至しり	若し此上	平俗之徒	其は	必其有り
也	カ	ア	ヲ	ハ	シ
是	ヲ	シ	テ	ハ	要
先	之	ヲ	シ	テ	ハ
ノ	業	ニ	ア	リ	キ

去る位迄ナリキ。偶々一九一九年秋、拙作『支那の前途』が、  
 國山(?)の著書『政治の變遷』に收載せられた。或る向ふに於て是れ  
 である(?)。其の及ぶ所は、バニ、如牛、四庫補助、實地也  
 り。之等、又トト同し、他、一年、未、速、ハ、其、  
 果實也。結果、他、每、年、一、日、の、指、向、也、  
 殆、多、ク、ア、リ。其、一、日、の、指、向、也、  
 ケ、ア、リ、シ、甲、第、一、工、管、限、ノ、持、加、難、曉、其、意、  
 左、録、同、番、多、シ、設、法、政、令、在、案、令、職、職、漸、  
 小、一、七、年、ノ、政、令、程、程、則、ト、相、比、角、キ、勞、働、者、權、限、ノ、有、  
 り、シ、キ、ハ、要、途、中、リ、キ。勞、働、者、ノ、協、力、ヲ、  
 行、ハ、シ、テ、大、部、分、下、ヲ、上、部、分、下、ニ、シ、テ、一、層、洞、和、政、策、ノ、必、  
 要、ヲ、大、部、分、一、層、洞、和、政、策、ノ、必、要、ヲ、大、部、分、  
陸軍經理學校



~~在  
三~~

~~炭坑  
三~~

第四章 炭坑

政府の迅速且問題ナク全鉄道ヲ取締リテ  
 サリシニ同一ノ快心ヲ以テ軍需品製造ノ弛  
 制ヲ断行シタルガ炭坑ニ至リテハ漸ク二年  
 ヲ経テ了実行シタルノ際産炭ノ増進セリ  
 鉄道及軍需品工業ノ行政ガ解決ニ難ク固難ニ  
 リシニ及シ炭坑ノ問題ニ錯雑且變轉紛糾タル  
 事炭坑問題ニ三面ノ重要ナル局面ノ呈セリ一ハ石  
 炭産出ノ減退ニシテ一ハ英國ノ産出ノ一ニ  
 炭産出ノ増進ニシテ一ハ均等ニ均等ニ均等ニ  
 均等ニ均等ニ均等ニ均等ニ均等ニ均等ニ均等ニ

陸軍經理學校

生産(調子)  
度(調子)

一、此の石炭価格ノ騰貴ニシテ、炭坑所有者名ノ石炭商  
 一、利潤ハ不立、大ナリトシ、不滿及信念、一、般國民、此  
 一、リ、牙三人、因、此、取、力、不、可、且、和、解、也、維、士、守、御、團  
 一、在、位、此、炭坑夫、聯、盟、ノ、反、抗、ニ、シ、テ、特、ニ、南、方、且、一、ル、不、地、方、  
 一、在、位、坑夫、支、印、ノ、反、抗、ナ、リ、ト、ス。以、上、三、箇、ノ、因、難、問、題、  
 一、一、九、一、五、年、二、月、不、炭、ノ、産、出、減、退、及、炭、價、騰、貴、ノ、兩、事、  
 一、ハ、下、院、及、内、閣、ノ、反、意、ヲ、惹、ケ、リ、二、箇、ノ、事、久、設、テ、  
 一、實、ニ、自、担、調、査、セ、シ、テ、示、シ、タ、リ。生、産、ノ、因、係、也、ル、事、  
 一、昔、一、回、詳、考、シ、一、九、一、五、年、五、月、二、十、日、ハ、中、二、回、  
 一、年、十、二、月、ニ、於、テ、一、回、一、九、一、五、年、九、月、ニ、於、テ、  
 一、一、九、一、五、年、一、月、ニ、於、テ、一、回、一、九、一、五、年、九、月、  
 一、一、九、一、五、年、一、月、ニ、於、テ、一、回、一、九、一、五、年、九、月、

陸軍經理學級

(1) The Miners' Federation.

一、此の石炭価格ノ騰貴ニシテ、炭坑所有者名ノ石炭商  
 一、利潤ハ不立、大ナリトシ、不滿及信念、一、般國民、此  
 一、リ、牙三人、因、此、取、力、不、可、且、和、解、也、維、士、守、御、團  
 一、在、位、此、炭坑夫、聯、盟、ノ、反、抗、ニ、シ、テ、特、ニ、南、方、且、一、ル、不、地、方、  
 一、在、位、坑夫、支、印、ノ、反、抗、ナ、リ、ト、ス。以、上、三、箇、ノ、因、難、問、題、  
 一、一、九、一、五、年、二、月、不、炭、ノ、産、出、減、退、及、炭、價、騰、貴、ノ、兩、事、  
 一、ハ、下、院、及、内、閣、ノ、反、意、ヲ、惹、ケ、リ、二、箇、ノ、事、久、設、テ、  
 一、實、ニ、自、担、調、査、セ、シ、テ、示、シ、タ、リ。生、産、ノ、因、係、也、ル、事、  
 一、昔、一、回、詳、考、シ、一、九、一、五、年、五、月、二、十、日、ハ、中、二、回、  
 一、年、十、二、月、ニ、於、テ、一、回、一、九、一、五、年、九、月、ニ、於、テ、  
 一、一、九、一、五、年、一、月、ニ、於、テ、一、回、一、九、一、五、年、九、月、



不運後和ノ故希第トシテ相併立ス一ナクニシテ  
 右報告公表政府其各中車取ノ一ニ是ヲ緊急勅令  
 一八一九一五年十月十三日ノ海軍省令  
 道並ニ國民的常用ノ為メ相當價格ニ於テ十分ノ供給  
 準備且國民市場ノ為メ一層規則的供給ヲ確保スル  
 的ヲ以テ中立國ニ對スル石炭ノ移出ヲ禁止スル  
 行方リ。爾後尙希者戰時軍需ノ存、認可ヲ存スレテ石炭  
 移出スルニトシテ行ハルニトシテリ。平時英國ノ石炭輸  
 出額ハ約九千七百噸ニシテ全生産ノ約五分一ナリ。然  
 今輸出量中中立國ニ對シテ輸出スル者ハ約一千七百噸  
 實施ハ未決中ニシテ一九一五年五月一號輸出量ヲ四月一號  
 量ニ比シテ十二萬五千噸ノ減少ヲ示セリ。南米ノ石炭

11 The War Committee of the Board of Trade

然レハ一ノヨリ及  
 一ノヨリ及  
 此夫カ長年以來  
 國所ノ修理費  
 此地方ニ於テ  
 以テハ、極小  
 之有ルニシテ  
 リテハ △

考ヘテリシカハ、日本、諸國通過茶担子ノ改メテ所存ノ備  
 中ノ人ノ一ノ一ニ對テ十ニ増シ、噸急事備ノ時也  
 若シ石炭、國民常用ノ支是スルニ欲スルハ、輸出  
 別限ヲ設ケルニ、英國海軍隊、及吾國ノ海軍ニ供給スル  
 石炭若シ、アルニシテ、一、輸出及輸入ノ制限  
 一、如キ急案ハ、歸國船ヲ備置セシムルニ當リ、陸軍省  
 海軍省、及一家ノ石炭供給ノ節約ヲ進メ、石炭ノ  
 海軍ノ增加ノ制限ヲ設ケ、國民ノ石炭ノ常用ノ旨以テ、制限  
 陸軍經理學校

11 Bilbao 七九廿

石炭

両傍、管成、行、政府、石炭、就業、十三日、  
 價格、一乃至二志、以上、超、價格、七、物、賣、禁、也、  
 ト、清、赤、セリ、内、務、大、臣、價格、騰、貴、特、備、教、示、永、く、甚、  
 下、了、為、し、得、ん、見、出、十、八、三、言、明、セリ、  
 石、炭、問題、對、外、に、清、御、者、の、所、見、に、  
 理、會、の、宣、言、を、表、示、セ、し、  
 内、に、金、ラ、ン、カ、シ、ヤ、イ、ヤ、ハ、巨、大、十、八、  
 ハ、二、三、ラ、ン、ト、上、に、政、府、の、  
 一、留、置、特、に、價格、騰、貴、上、陰、謀、明、白、十、八、  
 二、石、炭、無、能、の、防、禦、セ、リ、石、炭、價格、騰、貴、  
 原、の、炭、を、一、十、三、八、米、業、

(1) The Management Committee of the General  
 (2) Through Federation of Trade Unions.

石炭

二、ガ、ナ、グ、イ、ア、は、西、班、牙、に、  
 班、牙、に、對、し、  
 リ、二、三、日、の、  
 後、二、三、日、の、  
 出、出、す、禁、止、  
 下、の、特、惠、的、  
 一、九、一、  
 付、  
 理、由、  
 リ、  
 月、サ、  
 A、  
 B、  
 マ、  
 カ、  
 ム、  
 ラ、  
 ウ、  
 ト、  
 リ、  
 及、  
 ハ、  
 フ、  
 ト、  
 ハ、  
 一、  
 ス、  
 ト、  
 陸、軍、  
 経、理、  
 學、校、

(1) Mr. Runciman. (2) Mr. Brownlee.  
 (3) Sir. A. B. Markham. (4) Mr. Bathurst.

庚勝堂ノ為ニ終焉 業者中工場閉鎖ノ口ニモ  
 シヤワノ一トト附置也リ  
 青島ノ一トト附置也リ  
 九一〇年十月十日  
 正當ナリト諒也リ。一六一四年  
 手間此印ハ牛印地方ノ家並用石炭、價格之著シ  
 其シマサリニ反シ、南印地方ハ倫敦ハ炭炭、高シ  
 此ハ志乃至十四志ノ騰貴ヲ見タリ。此ノ背後  
 以取寄者、作ノ市場ノ操縦者著シノ新送ノ固執  
 乃リ。抑送ノ用班、修後ノ阻礙ニ為ノ價格、騰貴セ  
 二、市場操縦者ノ阻礙也。此ノ要點令、炭取所  
 在州大談令、存在ニ見シ何ヤリシニ、二三ノ有力  
 が望メヨリ昂騰價格カ甚目ノハ、價機相成トナリ

小見見ル程日ノ新開成上ニ炭炭也。テニ  
 七、倫敦ノ於テノ炭炭用石炭、最上示ノ一  
 三、倫敦ノ炭炭也。テリテ小賣相商騰貴、半額  
 者ニ終リ。炭炭人、業者令ニ新製ニ并獲ノ  
 地十ヤニトセシカハ、騰貴也。倫敦相商、新  
 利ノ變化ノ範圍ヲ測定スルニ在、おマト  
 東洋ノ一十價目トシテ中々多量ノ積設也  
 出然ヨク出ルニ新送、降震ナリキ。空車、著  
 産因押替、降震、新送、不利也。著シキ不足  
 倫敦、新送、土ハ、不利、高也。本邦、價  
 價車が短距離輸送ヲ為リ且迅速ニ復歸ル  
 ハ石炭ノ価格、一層迅速ニ炭炭也。テリテ、  
 倫敦

陸軍經理學校  
 陸軍經理學校  
 陸軍經理學校

十三志六片一上り、一八一五年考ニ於テ之為七志  
 地トナリ、  
 南志存一八九一五年考ヲ念シ以テ其ノ  
 長申セリ。即チ政府ニ倫敦市令其地ニ公共団体ヲシテ其ノ  
 中ニ不炭ノ採入ノ利ヲ以テ林結集スルヲ要ス。之ガ實  
 施ノ事一者便ノ騰貴ニシテ心ヲ又大ニ其ノ必要ト  
 シ且チ花河備ノ困難ヲ生ズルヲ以テ公共ノ利益トシテ  
 申セリ。政府ニ致シテ其ノ地ニ一世界ノ最良ノ地トシテ  
 也。百二十七万人ノ労働者及之僱入ルル者乃チ一  
 包攬スル巨州十人事業十人ガ多量ノ炭ヲ採掘スル  
 事ニ係ルモノトシテ、其ノ地ニ一世界ノ最良ノ地トシテ  
 申セリ。政府ニ致シテ其ノ地ニ一世界ノ最良ノ地トシテ

Recommended

場  
9.0

一、如ク炭坑ヨリ運送地方ニ存リテ、不炭ノ運賃トシテ  
 三志存スルニ及ビ、其ノ地ニ一世界ノ最良ノ地トシテ  
 申セリ。政府ニ致シテ其ノ地ニ一世界ノ最良ノ地トシテ  
 也。百二十七万人ノ労働者及之僱入ルル者乃チ一  
 包攬スル巨州十人事業十人ガ多量ノ炭ヲ採掘スル  
 事ニ係ルモノトシテ、其ノ地ニ一世界ノ最良ノ地トシテ  
 申セリ。政府ニ致シテ其ノ地ニ一世界ノ最良ノ地トシテ

陸軍部 陸軍省

Handwritten notes at the top of the left page, including the number '60'.

Main handwritten text on the left page, consisting of multiple vertical columns of Japanese characters in a cursive style.

Small handwritten notes or signatures at the bottom center of the left page.

Handwritten marks at the top of the right page, including the number '61'.

Main handwritten text on the right page, consisting of multiple vertical columns of Japanese characters in a cursive style.

W Pit-head min

Mr. Rusiman



①既二五  
 述一五七一  
 事四月五日  
 九十八万六千人  
 乃御前△

170

坑夫十一一層重案十の五役ノ出現ノ見ル、至レリ  
 一、九一五年春就新平当二時子 新初ノ要者、見レリ  
 旧年二月、此ノ新道往業出ノ成切也。運切ノ因レリ、  
 前ノ主ノ運、  
 御前ノ新初、  
 御前ノ末分、  
 十リキ。四月、  
 給マレリ。但シ坑主ノ地方修給、  
 市上ノ修給、考慮、  
 南双、  
 地方ノ、  
 此、

此の御前ノ一層重案十の五役ノ出現ノ見ル、至レリ。一、九一五年春就新平当二時子 新初ノ要者、見レリ。旧年二月、此ノ新道往業出ノ成切也。運切ノ因レリ、前ノ主ノ運、御前ノ新初、御前ノ末分、十リキ。四月、給マレリ。但シ坑主ノ地方修給、市上ノ修給、考慮、南双、地方ノ、此、

陸軍整理學校

(2) a local wages board. "agitation"



Handwritten Japanese text in vertical columns, likely a diary or official record from the Meiji period.

① South Wales Miners' Lodges

Handwritten Japanese text in vertical columns, continuing the record from the previous page.







石炭相模  
此ノ  
此ノ  
此ノ

此ノ 石炭相模 此ノ 此ノ 此ノ  
 一九一四年三月五日、  
 一月十九日、  
 一月十九日、  
 一月十九日、

(1) a Price of Coal (Limitation) Bill.

石炭相模

此ノ 石炭相模 此ノ 此ノ 此ノ  
 一九一四年三月五日、  
 一月十九日、  
 一月十九日、  
 一月十九日、

めくれず

此の金に備へし心 其の生息を以て市場の自己の有利益  
 と配分するに至りし。他は事業に關し、起原利得税  
 の課税に關し、下段に不特利得税と此の金に便宜を致す  
 一トにして、認められざる。其の旨を以て、  
 法律上の契約に對し、其の旨を以て、  
 恒例の月二にして、契約の約定期間として、八月の中  
 購買者の價格より、志願して購買するトトナル例ト  
 也。此の如きは、法律上の契約に對し、  
 二打撃を與へたるに、其の旨を以て、  
 活案として提出せしむべきに、其の旨を以て、  
 法律上の契約に對し、其の旨を以て、

(21) hankers  
(31) depots

|| flat rate

他は修むるに、其の旨を以て、  
 石炭價格の値を固定せしむるに、其の旨を以て、  
 此の如きは、法律上の契約に對し、  
 恒例の月二にして、契約の約定期間として、八月の中  
 購買者の價格より、志願して購買するトトナル例ト  
 也。此の如きは、法律上の契約に對し、  
 二打撃を與へたるに、其の旨を以て、  
 活案として提出せしむべきに、其の旨を以て、  
 法律上の契約に對し、其の旨を以て、

陸軍經理學校



一、需用之貯に準備... 準備、為り、第一、中支國  
一、後、一、貯に準備... 準備、為り、第一、中支國  
一、後、一、貯に準備... 準備、為り、第一、中支國  
一、後、一、貯に準備... 準備、為り、第一、中支國  
一、後、一、貯に準備... 準備、為り、第一、中支國

致、不、不、不、不... 不、不、不、不  
致、不、不、不、不... 不、不、不、不  
致、不、不、不、不... 不、不、不、不  
致、不、不、不、不... 不、不、不、不  
致、不、不、不、不... 不、不、不、不

レ 振撫 及 爲 高 運 賃 爾 東 佛 蘭 西 及 南 洋 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃	レ 振撫 及 爲 高 運 賃
---	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------	-------------------

佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年	佛 國 之 船 隻 輸 送 此 後 出 賃 申 出 九 月 賃 金 法 外 レ 一 四 年 世 一 〇 一 年 マ ル セ 一 二 オ ー ト ル 一 二 年
---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---	---

陸軍經理學校

五ノ一 本年二月  
 續券ニ配当ノ相当ノ額ヲ備蓄トシテ保留ニ付  
 三ノ四 二年半了ニ純益ハ九割ナリトス  
 一ノ九 本年七月南上ニルニ居テ  
 昨由由地相續ハ二志方片方增加  
 其其銀額ハ一月一割ニ増加セリ  
 一ノ五 貴業ノ成績ノ下ニ於テ  
 貴客店ノ生産ニ最速ノ一好古老始ナリトシ  
 トルニ下ニ重要ナル且決定的半段ヲ取シリ  
 貴彼利ノ希望以外ノ他ノ節制ガ此行初ヲ誘起セリ  
 一ノ六 本年十一月八日  
 貴業提言ニ依リ  
 中立國貿易  
 中  
 貴業

"Lord Milner."

(之)

四ノ一 本年二月  
 一ノ九 本年七月南上ニルニ居テ  
 昨由由地相續ハ二志方片方增加  
 其其銀額ハ一月一割ニ増加セリ  
 一ノ五 貴業ノ成績ノ下ニ於テ  
 貴客店ノ生産ニ最速ノ一好古老始ナリトシ  
 トルニ下ニ重要ナル且決定的半段ヲ取シリ  
 貴彼利ノ希望以外ノ他ノ節制ガ此行初ヲ誘起セリ  
 一ノ六 本年十一月八日  
 貴業提言ニ依リ  
 中立國貿易  
 中  
 貴業

"Lambert, Brothers."

陸軍經理學校

第二章 米穀の管理

五十一、一九二〇年、米の二割五分、一配當するものと決定され、毎

年

一、米の買入れ、或は輸出、下二割、米穀引上り要領あり、政府

に買入れ米の生産を最期する、米穀危険防止のり、配当のり

ト、米の買入れ、且米穀の半配當とし、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

裏面白紙

"Lord Milner."

(三)

米穀の管理

五十二、一九二〇年、米の二割五分、一配當するものと決定され、毎

年

一、米の買入れ、或は輸出、下二割、米穀引上り要領あり、政府

に買入れ米の生産を最期する、米穀危険防止のり、配当のり

ト、米の買入れ、且米穀の半配當とし、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り、米穀引上り

陸軍經理學校

"Lambert, Brothers."



信託手帳  
昭和八年九月  
八月二十日  
八月二十二日  
八月二十三日  
八月二十四日  
八月二十五日  
八月二十六日  
八月二十七日  
八月二十八日  
八月二十九日  
八月三十日

九月十日、信託手帳の  
九月十一日、信託手帳の  
九月十二日、信託手帳の  
九月十三日、信託手帳の  
九月十四日、信託手帳の  
九月十五日、信託手帳の  
九月十六日、信託手帳の  
九月十七日、信託手帳の  
九月十八日、信託手帳の  
九月十九日、信託手帳の  
九月二十日、信託手帳の  
九月二十一日、信託手帳の  
九月二十二日、信託手帳の  
九月二十三日、信託手帳の  
九月二十四日、信託手帳の  
九月二十五日、信託手帳の  
九月二十六日、信託手帳の  
九月二十七日、信託手帳の  
九月二十八日、信託手帳の  
九月二十九日、信託手帳の  
九月三十日、信託手帳の

九月十日、信託手帳の  
九月十一日、信託手帳の  
九月十二日、信託手帳の  
九月十三日、信託手帳の  
九月十四日、信託手帳の  
九月十五日、信託手帳の  
九月十六日、信託手帳の  
九月十七日、信託手帳の  
九月十八日、信託手帳の  
九月十九日、信託手帳の  
九月二十日、信託手帳の  
九月二十一日、信託手帳の  
九月二十二日、信託手帳の  
九月二十三日、信託手帳の  
九月二十四日、信託手帳の  
九月二十五日、信託手帳の  
九月二十六日、信託手帳の  
九月二十七日、信託手帳の  
九月二十八日、信託手帳の  
九月二十九日、信託手帳の  
九月三十日、信託手帳の

陸軍經理學校



一 超過利益、九割五分、政府に歸屬せしむる事ト一  
 二 開業後、漸次、不産業に好景を一年に依拠せん  
 三 況して、過去二十年有る南の如く、不産業に依拠せん  
 四 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 五 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 六 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 七 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 八 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 九 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十一 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十二 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十三 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十四 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十五 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十六 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十七 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十八 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 十九 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん  
 二十 是れ、生利一歩あり一志、政府に依拠せん

"The Mining Association of Great Britain."

一 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 二 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 三 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 四 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 五 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 六 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 七 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 八 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 九 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十一 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十二 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十三 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十四 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十五 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十六 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十七 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十八 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 十九 鋼材の需要、漸次、増加せん  
 二十 鋼材の需要、漸次、増加せん

"Essex Steel Iron and Coal Co. (Limited)"



法、規定の條、  
 一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、  
 二十一、  
 二十二、  
 二十三、  
 二十四、  
 二十五、  
 二十六、  
 二十七、  
 二十八、  
 二十九、  
 三十、  
 三十一、  
 三十二、  
 三十三、  
 三十四、  
 三十五、  
 三十六、  
 三十七、  
 三十八、  
 三十九、  
 四十、  
 四十一、  
 四十二、  
 四十三、  
 四十四、  
 四十五、  
 四十六、  
 四十七、  
 四十八、  
 四十九、  
 五十、  
 五十一、  
 五十二、  
 五十三、  
 五十四、  
 五十五、  
 五十六、  
 五十七、  
 五十八、  
 五十九、  
 六十、  
 六十一、  
 六十二、  
 六十三、  
 六十四、  
 六十五、  
 六十六、  
 六十七、  
 六十八、  
 六十九、  
 七十、  
 七十一、  
 七十二、  
 七十三、  
 七十四、  
 七十五、  
 七十六、  
 七十七、  
 七十八、  
 七十九、  
 八十、  
 八十一、  
 八十二、  
 八十三、  
 八十四、  
 八十五、  
 八十六、  
 八十七、  
 八十八、  
 八十九、  
 九十、  
 九十一、  
 九十二、  
 九十三、  
 九十四、  
 九十五、  
 九十六、  
 九十七、  
 九十八、  
 九十九、  
 百、

Mr. Robert Smillie.

法、規定の條、  
 一、  
 二、  
 三、  
 四、  
 五、  
 六、  
 七、  
 八、  
 九、  
 十、  
 十一、  
 十二、  
 十三、  
 十四、  
 十五、  
 十六、  
 十七、  
 十八、  
 十九、  
 二十、  
 二十一、  
 二十二、  
 二十三、  
 二十四、  
 二十五、  
 二十六、  
 二十七、  
 二十八、  
 二十九、  
 三十、  
 三十一、  
 三十二、  
 三十三、  
 三十四、  
 三十五、  
 三十六、  
 三十七、  
 三十八、  
 三十九、  
 四十、  
 四十一、  
 四十二、  
 四十三、  
 四十四、  
 四十五、  
 四十六、  
 四十七、  
 四十八、  
 四十九、  
 五十、  
 五十一、  
 五十二、  
 五十三、  
 五十四、  
 五十五、  
 五十六、  
 五十七、  
 五十八、  
 五十九、  
 六十、  
 六十一、  
 六十二、  
 六十三、  
 六十四、  
 六十五、  
 六十六、  
 六十七、  
 六十八、  
 六十九、  
 七十、  
 七十一、  
 七十二、  
 七十三、  
 七十四、  
 七十五、  
 七十六、  
 七十七、  
 七十八、  
 七十九、  
 八十、  
 八十一、  
 八十二、  
 八十三、  
 八十四、  
 八十五、  
 八十六、  
 八十七、  
 八十八、  
 八十九、  
 九十、  
 九十一、  
 九十二、  
 九十三、  
 九十四、  
 九十五、  
 九十六、  
 九十七、  
 九十八、  
 九十九、  
 百、

The Finance Act (1) Coal Mines Control Agreement (Combination) Bill.





元々の中旨提案あり。政府は在野危険を懸念し、臨時に  
 其他ノ規則増訂の復活も、対シ禁約を賜ふなり。口ハ  
 一ト、スミリ一ノ禁約(一)坑夫、賃金ノ停止、同意  
 (二)少年労働者ニ対スル制限年数、低下及婦人労働者使  
 用ノ制限、(三)対シ賃歩歩、九百六十ノ之ヲ讓  
 守案件ノ緊要ノ感念(死傷ノ同及秋ノ限ノ存スル最  
 後ノ年級、年々ハ下ノ保留あり。存限ニ若坑主ノ労働  
 者、新年度石炭ノ生産ノ最長限、平均年々、為シ全能力  
 了盡スハ中旨決断あり。  
 石炭ノ配給と輸出と一層良好ニ組織スル為メ、労働者  
 ハ一九一九年三月各種炭坑主協會、指定ニ當リ十一月  
 地方石炭法ニ一ク不供給懸念、任命あり。

11 District Coal and Coke Supply Comm.

政府が煤石炭價格ヲ制限シ且坑夫ノ要求ヲ満足セシム  
 心ヲ甚ク企圖シ通シ導カシタル活動、理由、去ルニト  
 ナカテ、一九一九年以來、石炭生産増加スルノ努力ハ閉  
 却セラレ、至シリ。南少山ノ石炭坑最盛、最中ニ於  
 一大集會ハ本問題ニ對シ熱情ヲ喚起スル為メ計画セリ  
 タルスト、記憶ニ値ス。七月二十九日、口ノ上、口ノ下  
 ノ石炭採掘業、代表者二千人以上ヲ倫敦オヘテハ、少ク  
 集メ協議セリ。生産ニ於テ、九月三日、減價ノ回復ニ  
 此ノ政府ハ各地方産田ニ於テ、若坑主ノ労働者、職  
 員ハ一時労働協約其他労働者保護、為メ復テ了シ、規  
 則ヲ定メ、實施ヲ停止シ、行ハ中、口ノ下、口ノ上、口ノ下

陸軍經理學校











命一、節約を以て石炭消費の五乃至四百万化増加すべ  
 之トナセリ。  
 消費節約の宣傳は一九一七年中ニ繼續セリシ事ナリ。電  
 力消費の減少を以て英蘭及蘇蘭ノ大電氣企業ノ聯合ヲ推  
 進セリ。而して物々公ニ米因係都市ニ石炭ノ節約ト以テ電  
 力ノ節約價値ノ減少ニ付ル事ナリ。中央電氣所ノ主要  
 産業地帯ニ没去ルル事ニ亦留意セリシ事ナリ。一九一  
 九年一月ニ石炭瓦斯ノ化用甚ク、混用スルル事ニ  
 年次報告ノ所上ニ於テ登載セリシ事ナリ。  
 一九一七年一月及七月、冬季ノ為メ都市ノ中心地ニ  
 石炭ノ貯蔵セリ。而シテ各地方ノ中心地ニ貯蔵セリ。而  
 一着ニ倫敦爾後他ノ都市ニ於テ倉庫、貯蔵セリ。而シテ

一九一七年一月及七月、冬季ノ為メ都市ノ中心地ニ  
 石炭ノ貯蔵セリ。而シテ各地方ノ中心地ニ貯蔵セリ。而  
 一着ニ倫敦爾後他ノ都市ニ於テ倉庫、貯蔵セリ。而シテ

The Institution of Gas Engineers. (21) Cheshire

十月一日	以海實施ノ	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如
四室ノ	住宅	一担	了二	ハレトドレト
五室ノ	住宅	二	ハレトドレト	ト
七室ノ	住宅	一	担	也
八室ノ	住宅	二	三	ハレトドレト
九室ノ	住宅	二	七	ハレトドレト
十室ノ	住宅	一	担	半
十一室ノ	住宅	二	担	半
十二室ノ	住宅	二	担	半
十三室ノ	住宅	二	担	半
十四室ノ	住宅	二	担	半
十五室ノ	住宅	二	担	半
十六室ノ	住宅	二	担	半
十七室ノ	住宅	二	担	半
十八室ノ	住宅	二	担	半
十九室ノ	住宅	二	担	半
二十室ノ	住宅	二	担	半
二十一年一月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如
二十一年二月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如
二十一年三月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如
二十一年四月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如
二十一年五月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如
二十一年六月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如
二十一年七月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如
二十一年八月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如
二十一年九月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如
二十一年十月	石炭消費量制限ノ	出波夫ノ	如	如

一、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 三、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 四、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 五、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 六、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 七、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 八、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 九、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十一、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十二、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十三、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十四、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十五、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十六、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十七、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十八、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 十九、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十、普通に石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年一月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年二月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年三月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年四月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年五月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年六月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年七月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年八月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年九月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如  
 二十一年十月、石炭消費量制限ノ出波夫ノ如

陸軍經理學校

1. The Household Coal Distribution Order.



其ノ事業日見ニ現ニ石炭田ノ千中ニ集ルニ注ス  
 下ノ其ノ在籍ノ移入也ナク移入之ヲ充足スルニ十月  
 下ノ其ノ在籍ノ移入也ナク移入之ヲ充足スルニ十月  
 如キ事量ノ不欠ノ備蓄ニ入ルルヲ行ハナクシテ  
 父輩ノ久ルナクシテ  
 便利ナク電報注文ノ廢止ノ已リナク至ラシ。五圓ノ  
 販賣ニ対スルニ福備相者量ノ備蓄ハ商人ノ荷役設備ヲ塞キ  
 即チ蓄蓄マケテ之ヲ保持スルヲ露出ニ因ルニ値減リノ損失  
 其ノ業ヲ實施ニ因リテ  
 且希地ニ於テ業ヲ實施スルノ事ハ同業  
 一ニ定メ地域記者  
 陸軍經理學校  
 主任佐藤

同業地域内

其ノ事業日見ニ現ニ石炭田ノ千中ニ集ルニ注ス

下ノ其ノ在籍ノ移入也ナク移入之ヲ充足スルニ十月

如キ事量ノ不欠ノ備蓄ニ入ルルヲ行ハナクシテ

父輩ノ久ルナクシテ

便利ナク電報注文ノ廢止ノ已リナク至ラシ。五圓ノ

販賣ニ対スルニ福備相者量ノ備蓄ハ商人ノ荷役設備ヲ塞キ

即チ蓄蓄マケテ之ヲ保持スルヲ露出ニ因ルニ値減リノ損失

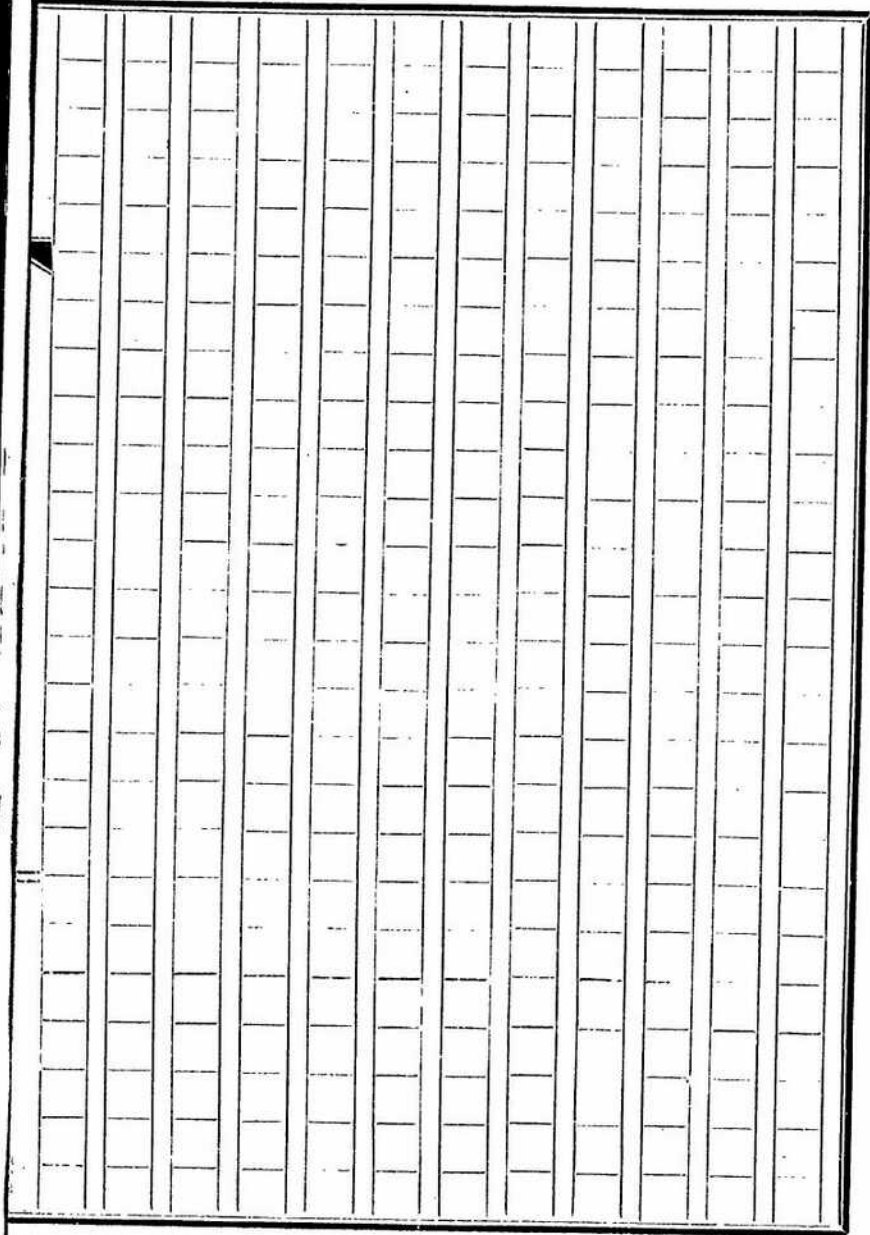
其ノ業ヲ實施ニ因リテ

且希地ニ於テ業ヲ實施スルノ事ハ同業

一ニ定メ地域記者

陸軍經理學校

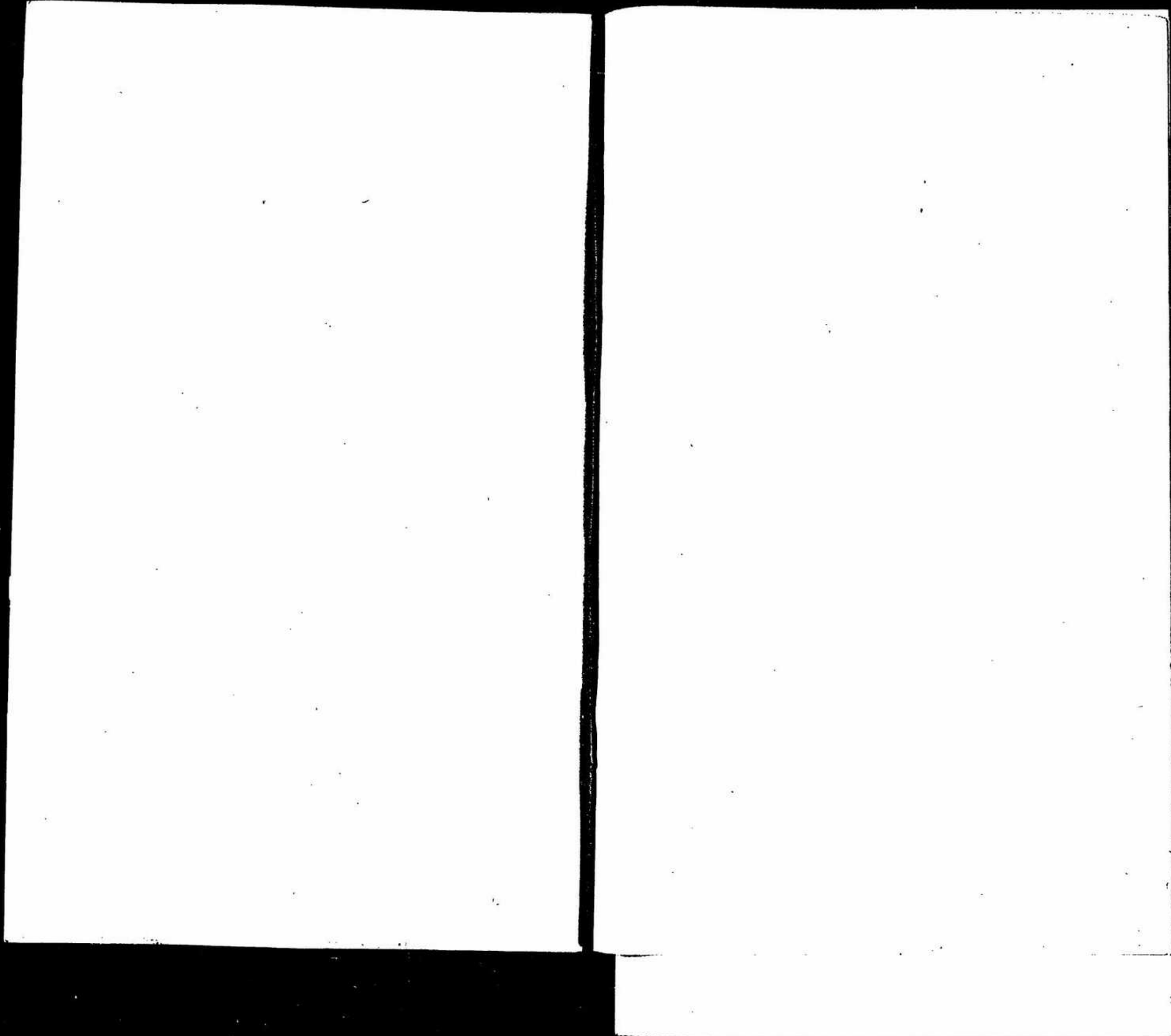
主任佐藤



者トナリ市民ニ付シ基財管理ノ指針トシ基財管理条件ヲ指  
 示セリ。 華幣ノ対外対内之相対的方針 1. 如キ重大  
 行政事業ヲ執行スルニ際シ 相対的方針ニ依テテ之ヲ決定セ  
 リ。 行政事業ノ執行ニ際シ 相対的方針ニ依テテ之ヲ決定セ  
 且チ之ニ依テテ之ヲ決定セ 1. 九年十月九日 汪精衛  
 管理員長 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛  
 一、 基礎管理 必要事項トナリし一九二七年秋 汪精衛  
 了。 一般的事業ノ規則ヲ以テ満足セリし一九二七年  
 行政管理員長ノ設置ト共ニ 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛  
 行政員長ノ監督セリし一九二七年 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛  
 行政員長ノ監督セリし一九二七年 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛  
 行政員長ノ監督セリし一九二七年 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛  
 行政員長ノ監督セリし一九二七年 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛  
 行政員長ノ監督セリし一九二七年 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛  
 行政員長ノ監督セリし一九二七年 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛 汪精衛

陸軍經理學校





SHIPPING ADVICE # \_\_\_\_\_  
BOX \_\_\_\_\_  
SACK # 2 \_\_\_\_\_  
ITEM # \_\_\_\_\_ 10